

バンコク都との高校生交流事業

令和7年度募集要項

1 目的

福岡県と友好提携先であるタイ王国バンコク都が、海外や社会問題に関心のある高校生を相互に派遣し、国際感覚や課題解決に向けてチャレンジするアントレプレナーシップ（起業家精神）を備えたグローバル人材を育成する。

2 主催

公益財団法人福岡県国際交流センター
（福岡県からの委託により実施）

3 プログラム内容

参加生徒は、アントレプレナーシップを学び、英語でのディスカッションやフィールドワーク等を通じて、社会課題解決に向けたビジネスプランを考案し、発表する。

※「アントレプレナーシップ」とは、自ら枠を超えて行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神です。本プログラムでは、参加生徒が自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジすることや、他者との協働により解決策を探究することができる知識・能力・態度を身に付けることを目的の1つとしています。

【参考資料】 <https://entrepreneurship-education.mext.go.jp/>
（文部科学省 全国アントレプレナーシップ人材育成プログラム HP）

（1）事前研修

ア 第1回事前研修（福岡市内）※福岡県の参加生徒のみ

日程 令和7年11月15日（土）

内容 福岡県とバンコク都の概要、アントレプレナーシップとビジネスプラン考案についての講義等

イ 第2回事前研修（オンライン）

日程 令和7年11月29日（土）

内容 バンコク都高校生との顔合わせ、アントレプレナーシップとビジネスプラン考案についての講義、グループディスカッション

ウ 第3回事前研修（オンライン）

日程 令和7年12月6日（土）

内容 グループディスカッション、テーマ決定、プレゼンテーション

（2）海外プログラム（バンコク都）

ア 日程 令和7年12月21日（日）～27日（土）※21日および27日は移動日

イ 内容 福岡県の高校生15名をバンコク都へ派遣。バンコク都の高校生15名と共に、専門家による講義やフィールドワークなどを通じて、アントレプレナーシップを学び、地域が抱える社会課題について英語でディスカッションを行い、課題解決に向けたビジネスプランを考える。その他、バンコク都知事・都議会議員長の表敬訪問等を行う。

（3）国内プログラム（福岡県）

ア 日程 令和8年3月21日（土）～26日（木）

イ 内容 バンコク都の高校生15名と共に、課題解決に向けたビジネスプランの発表を行う。その他、スタートアップ企業等へ訪問や日本文化体験、福岡県知事表敬訪問等を実施する。

※研修終了後に事業報告書(冊子)を作成しますので、各自報告書を提出して頂きます。

4 募集人員

15名

5 応募資格

次のすべてに該当する者としてします。

- (1) 高等学校もしくはそれに準ずる学校に在籍している18歳以下の者(福岡県内に在住もしくは福岡県内の高等学校等に在籍)。ただし、過去に福岡県又は主催者が実施した同様の高校生交流事業に参加した者は除く。
- (2) 海外や社会問題に強い関心を持ち、協調性に富み、団体生活に適応でき、心身ともに健康である者。
- (3) タイの文化や生活、国際交流に関心のある者。
- (4) 一定の英文読解力を有し、英語によるコミュニケーションが可能であること。
- (5) すべてのプログラムに参加できること。
- (6) 当事業終了後、以下に例示する福岡県又は主催者が実施する事業等への協力が見込めると認められること。
 - ・事業の周知や広報への協力
 - ・HPや報告書冊子への掲載
- (7) 参加にあたって、保護者の同意が得られる者。

6 応募方法

以下、どちらかの方法で申請してください。

① 電子申請

下記のURL(Google form)より参加者申請書を送信してください。

<https://forms.gle/Z5Jh78MnJXpNKCKE7>

② 電子メールによる申請

下記の書類に入力し(手書き不可)、申込先へ電子メールにて送信してください。

- ＜提出書類＞
- (1) 様式1 参加申請書
 - (2) 様式2 作文

7 募集締切

令和7年9月29日(月) 17時まで

※上項の応募方法、いずれも期限「必着」とする。

8 選考・決定

(1) 1次選考(書類選考)

提出書類に基づいて書類選考を行います。

結果は、令和7年10月10日(金)までに本人に電子メールで通知します。

(2) 2次選考(面接)

1次選考の合格者に対し、面接を行います。

面接予定日 令和7年10月19日(日)

面接会場 (公財)福岡県国際交流センター(アクロス福岡3階)
福岡市中央区天神1-1-1

(3) 決定

令和7年10月下旬に本人に電子メールで通知します。

9 経費、損害等の負担

(1) 参加者負担金 100,000円

※参加者負担金に含まれるものは、海外プログラムに係る渡航費(往復航空券等)、旅行

保険料、宿泊費、食費、車両借上げ料、講師・通訳費用等

※為替や燃料サーチャージ等状況により負担金が増額になる可能性があります。

(2) 参加者負担金のほか、次の費用（一例）は参加者の自己負担となります。

- ① 事前研修にかかる交通費
- ② パスポート取得費用
- ③ 海外旅行保険料（主催者で加入する保険を上回る補償を希望する場合）
- ④ 海外プログラム、国内プログラムの集合・解散場所までの交通費
- ⑤ 個人的に必要な経費（電話代等通信費・お土産代など）
- ⑥ 海外プログラムに感染症など自主隔離等が必要になった場合の宿泊費等（海外旅行保険で補償される場合を除く）
- ⑦ 自然災害や悪天候等航空会社や主催者の手配に起因しない事由によりプログラム内容が変更になる場合の追加費用（航空機の欠航・遅延、宿泊費等）

(3) 自己都合によるキャンセル

参加者決定後は、原則として参加を辞退することはできません。

参加者が自己都合により参加を辞退した場合において生じるキャンセル料等については、負担金納入の有無にかかわらず参加者が全額を負担するものとします。

(4) 研修中の事故等

研修中の災害、病気、事故、個人の不注意等によって生じる参加者の損害等については、主催者は責任を負いません。なお、参加者は、主催者の負担により海外旅行保険に加入します。

10 参加者資格の取消し

参加者として不適切と認められる者（提出書類に偽りがあった、事前研修の無断欠席、事務局からの連絡に誠実に対応しない等）については、参加者資格を取り消します。

なお、主催者は、すでに主催者が負担した経費の一部又は全部について、資格を取り消された者から返還させることができるものとします。

11 プログラムの変更、中止

(1) プログラムの内容や日程は変更となる場合があります。

(2) 自然災害や感染症の拡大、その他不測の事態により、プログラムの安全かつ円滑な実施が困難となった場合、又は困難となる可能性が大きい場合、プログラムは中止もしくは内容の変更、一部オンラインでの実施等で対応するものとします。

【海外プログラム出発前に中止する場合】納入済みの負担金は全額返金します。

【海外プログラム中に中断する場合】負担金は返金しません。行程変更等に伴い、追加費用を負担していただく場合があります。

12 問合せ・申込み先

公益財団法人 福岡県国際交流センター 企画交流部 担当：井形、片峯

住 所 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡西館 8 階

電 話 092-725-9204 FAX 092-725-9205

メール exchange@fief.or.jp

時 間 平日 8時30分～17時45分（土日祝を除く）